

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 30 - 外 2 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年 1月17日

【会社名】 ウエストパック・バンキング・コーポレーション
(ABN 33 007 457 141)
(Westpac Banking Corporation (ABN 33 007 457 141))

【代表者の役職氏名】 グループ・トレジャリー グローバル・ファンディング
業務執行役員
アレキサンダー・ビショフ
(Alexander Bischoff, Executive Director, Global
Funding, Group Treasury)

【本店の所在の場所】 オーストラリア2000 ニュー・サウス・ウェールズ州
シドニー市 ケント・ストリート275番地
(275 Kent Street, Sydney, N.S.W., Australia 2000)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小馬瀬 篤史

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 小馬瀬 篤史

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 ウエストパック・バンキング・コーポレーション 2024年 1月
16日満期 米ドル建社債
38,500,000米ドル(円貨相当額41億7,494万円)

ウエストパック・バンキング・コーポレーション 2024年 1月
16日満期 豪ドル建社債
26,500,000豪ドル(円貨相当額20億6,806万円)

(株式会社三菱UFJ銀行が発表した2019年 1月16日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値 1 米ドル = 108.44円及び 1 豪ドル = 78.04円の換算レートで換算している。)

【発行登録書の内容】

提出日	平成30年12月20日
効力発生日	平成30年12月28日
有効期限	平成32年12月27日
発行登録番号	30 - 外 2
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 7,500億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番 号	提出年月日	売 出 金 額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし				
実 績 合 計 額		0 円	減額総額	0 円

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 7,500億円

(発行残高の上限を記載した場合) 該当事項なし。

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) 該当事項なし。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

注：別段の記載のない限り、本書中の「米ドル」はアメリカ合衆国の法定通貨を、「豪ドル」はオーストラリア連邦の法定通貨を指す。

第一部【証券情報】

<ウエストパック・バンキング・コーポレーション 2024年1月16日満期 米ドル建社債及びウエストパック・バンキング・コーポレーション 2024年1月16日満期 豪ドル建社債に関する情報>

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

米ドル建社債

(前略)

売出券面額の総額 又は売出振替社債の総額	38,500,000米ドル
売出価額の総額	38,500,000米ドル

(中略)

利率	年3.01%
----	--------

(中略)

豪ドル建社債

売出券面額の総額 又は売出振替社債の総額	26,500,000豪ドル
売出価額の総額	26,500,000豪ドル

(中略)

利率	年2.60%
----	--------

(後略)

2【売出しの条件】

(前略)

本社債の概要

1. 利息

米ドル建社債

(中略)

各利払日に支払われる利息額は、直前の利払日（初回の利払日の場合は発行日）（当日を含む。）から当該利払日（当日を含まない。）までの期間について、額面金額1,000米ドルの各本社債につき15.05米ドルである。ただし、初回の利払は、2019年7月16日に、2019年1月24日（当日を含む。）から2019年7月16日（当日を含まない。）までの期間について行われ、額面金額1,000米ドルの各本社債につき14.38米ドルが支払われる。

（中 略）

豪ドル建社債

（中 略）

各利払日に支払われる利息額は、直前の利払日（初回の利払日の場合は発行日）（当日を含む。）から当該利払日（当日を含まない。）までの期間について、額面金額1,000豪ドルの各本社債につき13.00豪ドルである。ただし、初回の利払は、2019年7月16日に、2019年1月24日（当日を含む。）から2019年7月16日（当日を含まない。）までの期間について行われ、額面金額1,000豪ドルの各本社債につき12.42豪ドルが支払われる。

（後 略）

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他の記載事項】

「発行登録追補書類に記載の事項」には次の文言が記載される。

「本書及び本社債に関する2018年12月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、両方の内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では平成31年1月17日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。」

「(注)発行会社は、他の社債の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の社債の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成及び交付されますので、本目論見書には本社債の内容のみ記載しております。」

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日までの間において重大な変更その他の事由はない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に変更はない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。